

議案第43号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月17日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第6号

専 決 処 分 書

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「34,020円」を「28,350円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に規定する者の平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,350円」とあるのは、「47,250円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に規定する者の平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「28,350円」とあるのは、「54,810円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、平成31年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。